

# 八代市外国人体験観光商品の造成・強化支援補助金交付要綱

(一社)DMOやつしろ第3号

平成30年10月26日決定

## 第一章 総則

### (通則)

第1条 一般社団法人DMOやつしろ（以下「DMOやつしろ」という。）が実施する外国人体験観光商品の造成・強化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、大型クルーズ船寄港による外国人観光客や増加する外国人旅行者への通年型観光体験促進につながる新たな体験観光商品の造成及び既存体験観光商品の強化を図ることを目的とする。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は第4条に定める施設で、第4条第1項に定める事業を自らの費用負担で実施する者とする。ただし、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

### (補助金交付対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事務所、店舗等を有する事業者又は団体であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、かつ、同法第2条に定める旅館業を営んでいる者）
  - (2) 飲食事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受け、かつ、同法第51条に定める営業を行う者）
  - (3) 土産品販売店等を営む者
  - (4) 八代市内に事務所を有し、八代市内で活動していること
  - (5) 団体の定款、規約、会則等を有する地域活動団体
  - (6) その他、DMOやつしろが必要と認める者又は団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者及び団体については、補助対象者としない。
- (1) 市税の滞納がある者
  - (2) 他の補助金の交付又は申請をしている者又は団体

- (3) 政治活動を行うことを目的とした団体
- (4) 宗教活動を行うことを目的とした団体
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類する団体

（補助金交付対象事業の区分）

第5条 補助金の交付対象となる事業は、外国人観光客体験観光商品の造成・強化に係る事業とする。

## 第二章 新たな体験観光商品の造成及び既存観光商品の強化

（補助金交付対象事業等）

第6条 代表理事は、補助事業者が別表1-1の補助事業の欄に掲げる事業を行うために必要な経費のうち、補助対象経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表1-1の補助対象経費の欄に掲げるものとする。なお、別表1-1の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、別表1-2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 第三章 雑則

（補助金の経理等）

第8条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（検査等）

第9条 代表理事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

2 代表理事は、補助事業中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

（補助事業の公表と成果の発表）

第10条 代表理事は、補助事業者の名称・代表者名を公表することができる。

2 代表理事は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

（八代市との情報共有）

第11条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、八代市と情報を共有することとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成 30 年 10 月 26 日から施行する。

別表 1-1 (新たな体験観光商品の造成及び既存観光商品の強化補助事業及び補助対象経費等)

補助事業	<p>補助対象者が行う「八代ならではの」の体験観光商品・サービスの企画開発事業で、次の1から7のいずれかに該当し、かつ、今後継続的な取組みが見込まれるもの。翌年度販売開始可能な状態を条件とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業観光・グリーンツーリズム・漁業体験など体験型の観光商品開発</li> <li>2 観光ガイドによる案内を伴うガイド付きツアー等の観光商品開発</li> <li>3 八代ならではの文化、食、交通等を活用した観光商品開発</li> <li>4 県南地域の周遊・滞在型観光を促進する観光商品開発</li> <li>5 インストラクターやガイド等の人材育成</li> <li>6 宣伝ツールの作成</li> <li>7 その他、代表理事が体験観光づくりに必要と認める事業</li> </ol>
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 体験観光商品等の企画及び開発に要する経費</li> <li>2 研修及び技術指導費</li> <li>3 消耗品</li> <li>4 印刷製本費</li> <li>5 その他、代表理事が必要と認める経費</li> </ol>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度内に体験観光商品として提供しない</li> <li>・本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費</li> <li>・経常的な経費（施設設備の維持管理費、光熱水費、人件費、事務的経費等）</li> <li>・事業目的に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して適切ではない経費（食費など。なお、研修会開催時の茶菓子代やモニターツアー参加者用の商品上設定された食事代などは例外的に対象とします。）</li> <li>・消費税及び地方消費税相当額（地域活動団体を除く）</li> <li>・他の補助金等の補助制度の対象となった経費（国、県等の補助金を除く。）</li> </ul>

別表 1-2 (新たな体験観光メニューの造成及び既存観光メニューの強化に係る補助金の額)

<p>DMOやつしろが補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助率             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業者当たりの補助対象経費の4分の3以内</li> </ol> </li> <li>2 補助限度額             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業者当たり、200千円を限度</li> </ol> </li> </ol>
--